

平成19年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成19年6月26日(火)
開会 午後1時59分 閉会 午後2時54分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 沼 本 禧 一
教 育 長 宮 崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村 野 正 男
学校教育部教育庶務課長 青 柳 昌 一
学校教育部主幹(教育庶務課) 小 野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富 田 和 明
学校教育部副参与兼指導課長 大 町 洋
統 括 指 導 主 事 石 井 卓 之
指 導 主 事 岡 本 賢 二
指 導 主 事 渡 邊 重 幸
学校教育部副参与兼教育相談課長 長 澤 和 子
生涯学習部長 名古屋 幸 男
生涯学習部副参与兼社会教育課長 宮 寺 勝 美
スポーツ振興課長 東 原 隆
保谷公民館長 相 原 昇
生涯学習部副参与兼中央図書館長 小 池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白 井 清 美
教育庶務課庶務係主任 後 藤 幸 男
- 7 傍聴人 0人

平成19年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成19年6月26日(火) 午後2時00分～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について
- 第3 議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第4 議案第29号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について
- 第5 議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則
- 第6 議案第31号 西東京市奨学資金支給条例施行規則
- 第7 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則
- 第8 議案第33号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 第9 議案第34号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則
- 第10 議案第35号 西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則
- 第11 議案第36号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 第12 議案第37号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程
- 第13 議案第38号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について
- 第14 議案第39号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について
- 第15 議案第40号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について

- 第16 議案第41号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱規程の一部改正について
- 第17 議案第42号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について
- 第18 報告事項 (1) 西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会管理職員等の範囲を定める規則の改正について
(2) 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会委員について
(3) 公民館運営審議会の答申「(仮称)保谷駅前公民館の運営」について
- 第19 その他

平成19年西東京市教育委員会第6回定例会議事追加日程

日 時 平成19年6月26日（火） 午後2時～

会 場 西東京市防災センター6階 講座室2

- 第1 議案第43号 西東京市教育委員会の課長（相当職含む。）の職以上の人事についての専決処分について

西東京市教育委員会会議録

平成 19 年第 6 回定例会
(6 月 2 6 日)

午後 1 時 5 9 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成 19 年西東京市教育委員会第 6 回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。本日は沼本委員にお願いいたします。

竹尾委員長 本日は議事案件が非常勤の特別職における任期に伴う委嘱及び任命に関する案件と組織改正に伴うものであります。各案件とも密接に関係しているため、議事日程の順番を次のように変更し、一括審議で議事を進行したいと思っております。

また、追加議案として日程第 1 議案第 43 号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、を報告事項の前に追加いたします。

その順番は、まず任期に伴う案件といたしまして、日程第 2 議案第 27 号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、から日程第 4 議案第 29 号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、を一括審議で行い、次に、組織改正に伴う案件といたしまして、日程第 5 議案第 30 号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則、から日程第 17 議案第 42 号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、までを一括審議し、追加議案として、日程第 1 議案第 43 号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、の順番で議事進行を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

竹尾委員長 異議なしと認めます。

竹尾委員長 それでは、日程第 2 議案第 27 号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、から日程第 4 議案第 29 号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。順次、提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第 27 号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、提案理由を申し上げます。

平成 19 年 6 月 30 日をもちまして現在の委員の任期が満了となります。新たに平成 19 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの 2 年間、西東京市社会教育委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。

つきましては、教育委員会事務委任規則第 2 条第 8 号に基づき提案するものでございます。

区分といたしましては、学校教育の関係者 2 名、社会教育の関係者 6 名、家庭教育の向上に資する活動をする者 2 名、学識経験のある者 3 名でございます。表のとおりでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議案第 28 号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、の提案理由を申し上げます。

平成 19 年 6 月 30 日をもって現在の委員の任期が満了となり、新たに平成 19 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までの 2 年間、西東京市文化財保護審議会委員を委嘱する必要

があるためでございます。

つきましては、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案するものでございます。

委員の方々は、ここに書かれてありますように、石井則孝さん、鈴木賢次さん、それから元小学校の校長先生、それから大学教授と、お名前はちょっと省略させていただきますが、以上の一覧表に出ている方々でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

議案第29号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、提案理由を申し上げます。

平成19年6月30日付をもちまして現在の委員の任期が満了となります。新たに平成19年7月1日から平成21年6月30日までの2年間、西東京市スポーツ振興審議会委員を委嘱及び任命する必要があるためでございます。

つきましては、教育委員会事務委任規則第2条第8号に基づき提案するものでございます。

区分といたしましては、社会体育の関係者4名、学校体育の関係者3名、スポーツに関する学識経験者3名でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。これより一括質疑を行います。質疑を受けます。

角田委員 では、一つお伺いします。

社会教育委員の委嘱及び任命についてですが、西東京市というのは社会教育への関心が非常に強いと言われておりますので、次の3点についてちょっとお聞きしたいと思います。

1点は、社会教育団体というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

2点目に、市民公募で選ばれた人というのは何人ぐらいの応募の中から選ばれたのでしょうか。

3点目に、家庭教育の向上に資する活動をする、その活動とはどのような活動をしている人なのか、この3点についてお聞きしたいと思います。

宮寺社会教育課長 1点目の社会教育関係団体ということですが、一応正確な数字というのはうちの方ではとらえておりません。基本的に文化祭の関係とか、そういうところでは500団体とかと言われておりますけれども、それ以上あると考えております。

それから2点目が、市民公募の応募の人数ですが、3名でございます。

それから、家庭教育の向上に資する活動をする者ということで、この区分につきましては、地区の育成会とか、そういう方々で活躍されている方の中から選んだということでございます。

角田委員 わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。採決は議案の案件ごとに行います。

議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第27号 西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第28号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第29号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 次に、組織改正関係の提案理由の説明をお願いいたします。

日程第5 議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則、から日程第17 議案第42号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、を議題といたします。順次、提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から組織改正に伴いまして市長部局事務分掌の見直しが行われ、西東京市教育委員会への所管換えが行われたため、教育委員会としての条例施行規則を制定するものでございます。

なお、教育委員会の所管課は教育部教育企画課学務係において事務を行います。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

青柳教育庶務課長 それでは、議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則につきまして、教育長に補足して御説明申し上げます。

今般、組織改正に伴う事務分掌の見直しが行われまして、この入学資金融資あっせん条例の施行に係る事務が教育委員会に委任されることに伴い、教育委員会規則として新たに条例の施行規則を定めるものでございます。

参考といたしまして入学資金融資あっせん条例を配付させていただいております。これによりまして制度の概要を御説明申し上げます。

まず、条例の第1条でございますが、制度の目的が規定されております。内容の概要は、大学、高等学校等に入学を許可された者が経済的理由により入学が困難となる場合、その保護者に対しまして入学資金の融資を金融機関にあっせんするものでございます。

融資あっせんの内容につきましては第3条各号のとおりでございます。融資限度額は100万円、償還期間は元利均等払いの6年以内となっております。融資利率につきましては規則で定めることとしております。後ほど御説明申し上げます。

この融資利率のうち、次のページ、第7条を御覧いただければと思います。利子補給でこ

ざいます。第7条によりまして、この借入利子の一部を市が利子補給するというござ
います。この制度は、市は融資のあっせんを行うものでございまして、融資の決定はあくま
で金融機関が行うもので、融資が決定、実行された場合に市が利子補給を行う、こういう制
度でございます。

では、恐れ入ります。議案の規則に戻っていただきまして、内容を御説明申し上げます。

西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則でございますが、基本的には現行の市長部局
の規則の条文のうち、「市長」となっている部分を「教育委員会」に改めているものでござ
います。

概要を御説明申し上げます。

まず、第2条でございます。融資利率等でございますが、第1号で、融資利率は教育委員
会が金融機関と協議して定めるものとしております。実際は、現在の金融機関の教育ローン
の利率、年利4.375%とされているものでございます。

このうち、市が利子補給をするわけですが、次のページ、第7条を御覧いただけれ
ばと思います。第1項におきまして、元金に係る利率の2%以内を利子補給することとして
おります。実際は、2%を利子補給することとして予算措置をされ、運用されているもので
ございます。

なお、融資あっせんを行う金融機関といたしましては、現在市内の都市銀行2行、三井住
友銀行田無支店、東京三菱UFJ銀行保谷支店と融資あっせん契約を締結し、事務を進めて
いるところでございます。

なお、この事務の担当は、先ほど教育長も御説明申し上げましたが、教育委員会事務局庶
務規則によりまして、教育企画課学務係の所管となるものでございます。以上、簡単でござ
いですが、補足説明とさせていただきます。

宮崎教育長 議案第31号 西東京市奨学資金支給条例施行規則、の提案理由を申し上げま
す。

平成19年7月1日から組織改正に伴いまして市長部局事務分掌の見直しが行われ、西東
京市教育委員会への所管がえが行われたため、条例施行規則を制定するものでございます。

なお、教育委員会の所管課は、教育部教育企画課学務係において事務を行うものでござ
います。詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

青柳教育庶務課長 それでは、議案第31号 西東京市奨学資金支給条例施行規則についま
して、教育長に補足して御説明申し上げます。

これも、今般の組織改正に伴う事務分掌の見直しの中で、奨学資金支給条例の施行に係る
事務が教育委員会に委任されることに伴いまして、教育委員会規則といたしまして新たに条
例の施行規則を定めるものでございます。

これも、参考として配付させていただきました西東京市奨学資金支給条例を御覧いただき
ながら制度の概要を御説明申し上げたいと思います。

まず、第1条、制度の目的でございます。内容といたしましては、高等学校等に在籍する
者のうち、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給することにより、人材の
育成を図ることを目的としているものでございます。

奨学生の資格は第2条各号のとおりでございますが、保護者が引き続き6カ月以上市内に住所を有していること、経済的理由により修学が困難な状態であること、高等学校等に在籍し、成績が優秀であること、ほか、他の貸付型以外の奨学金を受けていないことが資格要件となっております。

これらの要件をもとに、出願者のうちから奨学生を選定することとなりますが、第5条に規定をしております奨学生選考委員会を設置して選考を行うこととしております。

この奨学生選考委員会の構成につきましては、次ページ、第6条のとおりでございます、5名で構成をされております。

続きまして、奨学資金の額でございますが、第8条第2項のとおり、月額9,600円となっております。この奨学資金は支給されるもので、原則として返済の必要はないものでございます。

ただ、第13条各号に該当する場合は返還を命ずることができるものというふうになっているわけでございます。

それでは、議案の規則に戻っていただきまして、内容を御説明申し上げます。

西東京市奨学資金支給条例施行規則でございます。この規則につきましても、基本的には現行の市長部局の規則の条文のうち、「市長」となっている部分を「教育委員会」と改めているものでございます。

概要を御説明申し上げます。

まず、第3条、奨学生出願の時期及び第4条、奨学生選定の時期でございますが、毎年4月1日から4月30日までの間に出願をしていただき、5月中に奨学生を選定を行うこととしております。毎年出願していただく制度となっておりますので、奨学資金の支給は1年度限りとなるものでございます。ただし、翌年に再出願していただき、奨学生として選考されれば、また1年は奨学生として奨学資金が支給される制度となっているものでございます。

続きまして、第5条、所得制限でございます。資格要件でございますが経済的理由により修学が困難である基準を定めている部分でございますが、具体的には、世帯の収入が生活保護基準の100分の130を超えない範囲、つまり生活保護基準の1.3倍未満の家庭を資格要件としているものでございます。これらの条件に基づきまして、先ほど御説明いたしました選考委員会で選考が行われているものでございます。

なお、この事務担当は、第13条のとおり、教育部教育企画課において担当いたします。庶務規則の事務分掌では教育企画課学務係の所管となっているものでございます。以上、簡単でございますが、議案第31号の補足説明とさせていただきます。

宮崎教育長 議案第32号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から、西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして組織名称の変更が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定に基づきまして、教育長に事故があるとき、又は欠けたときの教育長の職務を行う職員を次のとおり指定するもので

ございます。本則中、第1順位、「学校教育部長」を「教育部長」に、「生涯学習部長」を「特命担当部長」に改めるものでございます。

議案第33号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして組織名称の変更及び文言整理が生じたために、本規則の一部を改正するものでございます。

組織改正に伴う所管課は、教育部学校運営課施設係において事務を行います。また、文言整理を行うものでもございます。

なお、文言整理につきましては、詳細にわたるために説明は省略させていただきますので、後ほど新旧対照表を御覧いただければと思います。

議案第34号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして組織名称の変更が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

後ろの新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第5条中、「課長相当職」を「教育相談担当課長、課長相当職」に改める。第8条中、「学校教育部教育庶務課」を「教育部教育企画課」に改めるものでございます。

議案第35号 西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織名称の変更が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表にございますが、第6条中、「生涯学習部社会教育課」を「教育部社会教育課」に改めるものでございます。

議案第36号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から、西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織名称の変更が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第1条中、「生涯学習部」を「教育部」に改めるものでございます。

議案第37号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程に対する提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から、西東京市教育委員会の組織改正に伴い特命担当部長及び教育相談担当課長の職務を規定するものでございます。

この規程は、西東京市教育委員会の庶務規則第12条第3項及び第14条第3項の規程により、西東京市教育委員会の特命担当部長及び教育相談担当課長の職務に関して必要な事項を定めるものでございます。

特命担当部長の職務でございますが、重要案件を所管する 重要課題、そして市長部局との連携を密にしていきたい。時代のニーズに対応したものという一面もございます。具体

的に幾つか挙げますと、まず給食、そして適正配置・適正規模、指定管理者制度　これは平成20年4月1日からスタートいたしますが、指定管理者制度について、また、保谷駅南口前の公民館・図書館の移転問題、菅平問題、今後この施設のあり方を含めまして、非常にこのような重要案件を所管するものでございます。

次に、教育相談担当課長の職務も規定して、教育相談センターと名称を変更したものでございますが、今までどおり体制やシステムを維持発展しながら、教育指導課の業務と、そして各学校と連携強化を図りながら、一層効果を上げていきたいと考えております。

議案第38号　西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして組織名称の変更及び文言整理が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

議案第39号　西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から市長部局の組織改正に伴いまして組織名称の変更が生じたため、本規則の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第3条中、「総務部文書課長」を「総務部総務法規課長」に改めるものでございます。

議案第40号　西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織名称の変更が生じたため、本規程の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

第5条第2項中、「学校教育部及び生涯学習部」を「教育部」に改める。第8条中、「学校教育部教育庶務課」を「教育部教育企画課」に改めるものでございます。

議案第41号　西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴いまして組織名称の変更が生じたため、本規程の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧くださいませ。

第2条表の1、校長の項の中、「学校教育部長」を「教育部長」に改めるものでございます。

議案第42号　西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、の提案理由を申し上げます。

平成19年7月1日から西東京市教育委員会の組織改正に伴い組織名称の変更が生じたため、本規程の一部を改正するものでございます。

裏面の新旧対照表を御覧くださいませ。

第8条中、「生涯学習部社会教育課」を「教育部社会教育課」に改めるものでございます。私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。これより一括質疑を行います。質疑を受けます。

沼本委員 30号の入学資金のことですけれども、昨年度は何人ぐらい申込者がありましたでしょうか。

それから、同じように31号の方で、奨学金の方も何人ぐらい奨学金を受けた人がいたのかということ。

青柳教育庶務課長 まず、入学資金融資あっせんの方でございますが、ここ近年新規の申込者はないのが実態でございます。これは、金利等の関係で、教育ローンの2%を補助することになっているんですけども、これと同等の国民生活金融公庫の融資であるとか、あとは福祉関係の低利の融資や無利子の制度とかがあるということで、ここ近年は申込者がないのが実態でございます。

続きまして、奨学資金の方でございますが、平成18年度の実績で申しますと、申込者数が80名、合格者につきましては、予算措置されている60名が奨学生として選考されているということでございます。19年度、今年度につきましては、60名の申し込みで、その60名が奨学生として選考されたというふうに伺っているところでございます。以上です。

沼本委員 それで、こういう融資あっせんとか奨学金についての広報というのは市報か何かを通してやっているわけですか。

青柳教育庶務課長 市報、ホームページ、それから便利帳などでお知らせをしております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございせんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。採決は議案の案件ごとに行います。

それでは、議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第30号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 西東京市奨学資金支給条例施行規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第31号 西東京市奨学資金支給条例施行規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第32号 西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、を採決いたしま

す。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第33号 西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第34号 西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第35号 西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第36号 西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第37号 西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第38号 西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第39号 西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第40号 西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について、

は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第41号 西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第42号 西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

以上で一括審議については終了いたします。

竹尾委員長 追加議案の日程第1 議案第43号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第43号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、提案理由を申し上げます。

西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事について、緊急を要し、教育委員会を招集するいとまがなかったため、西東京市教育委員会事務委任規則第5条の規程により別紙のとおり専決処分したので、同規則第6条の規定によりこれを報告し、御承認を得る必要があるために御提案するものでございます。

平成19年7月1日付で人事異動がございまして、市長部局へ出向するのが小野 隆。教育部でございしますが、教育部長、名古屋幸男。教育部特命担当部長、村野正男。教育部副参与兼学校運営課長、富田和明。教育部副参与兼教育指導課長、大町 洋。教育部副参与兼教育指導課教育相談担当課長兼教育相談センター長、長澤和子。教育部副参与兼社会教育課長、宮寺勝美。教育部副参与兼図書館長兼中央図書館長、小池 博。教育部教育企画課長、青柳昌一。教育部教育指導課統括指導主事、石井卓之。教育部スポーツ振興課長、東原 隆。教育部公民館長兼保谷公民館長、相原 昇。教育部菅平少年自然の家所長、久保田尚樹。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

人事案件でございますので、討論を省略いたします。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第43号 西東京市教育委員会の課長（相当職を含む。）の職以上の人事についての専決処分について、は原案のとおり承認されました。

竹尾委員長 日程第18 報告事項、に移ります。

それぞれ報告事項について御説明をお願いいたします。

青柳教育庶務課長 それでは、報告事項第1点目の西東京市、柳泉園組合及び多摩六都科学館組合公平委員会管理職員等の範囲を定める規則の改正について（依頼）につきまして、御報告をさせていただきます。

写しとして公文書をつけております。これは、地方公務員法第7条の規定により西東京市の公平委員会につきましては、西東京市のほか、柳泉園組合及び六都科学館組合の3団体によりまして共同設置を行っているところでございます。今回、市長を通じまして公平委員会に改正の依頼をいたしました規則でございますが、同じく地方公務員法第52条の規定により職員団体の構成とならない管理職等の範囲を定めるものでございますが、今般の組織改正に伴いまして新たに設置をいたします特命担当部長及び担当課長をその範囲に加えるとともに、従前は規定をされておりましたが、教育委員会の人事の事務を担当いたします課長補佐、係長を管理職等の範囲に追加するものでございます。課長補佐、係長につきましては、具体的には人事を担当いたします教育企画課企画調整係長、教育指導課課長補佐、同教職員指導係長が該当するものでございます。以上、報告を終わらせていただきます。富田学務課長 （2）西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会委員について、御報告申し上げます。

一昨年、昨年と約1年半にわたりまして庁内で検討委員会を設けておりました。学校の適正規模・適正配置の部内検討委員会という組織でございました。その報告をこの3月にいたしまして、今年度、お手元の方にお示し申し上げました懇談会を組織いたします。今申し上げましたように、昨年度庁内で検討いたしました報告書をいわゆる基礎資料にしながら、市民参加を得たこの懇談会において、この1年をかけた学校の適正規模・適正配置についてのお考えをいただくという内容でございます。以上です。

相原保谷公民館長 それでは、（仮称）保谷駅前公民館の運営についての答申について、御報告いたします。

昨年の7月に作成されました（仮称）保谷駅前公民館・図書館施設整備基本計画では、さまざまな年齢層の市民活動を支援する多様なサービスの提供、図書館併設と駅ビル内に設置する特質を生かしたサービスの提供などが求められております。これらのことを踏まえまして、昨年の8月16日に公民館運営審議会に平成20年度中に開館が予定されております（仮称）保谷駅前公民館の運営についてを諮問し、4月19日に答申をいただいたものでございます。

答申につきましては、（仮称）保谷駅前公民館の特徴、事業・講座運営について、市民への広報活動について、管理・運営についてなどから構成されております。

恐れ入りますが、お手元の資料の1ページと2ページをお開きください。

1、（仮称）保谷駅前公民館の特徴といたしまして、駅ビル内の施設であること、図書館との併設施設であることが挙げられております。

2、（仮称）保谷駅前公民館の事業・講座運営に当たりましては、これまで住吉公民館で実施してきた特色のある固有の事業・講座については可能な限り継続することや、新たな機能を生かした交流の場の提供など新たな利用層を対象にした事業、障がい者事業など社会的

制約を受けやすい人への支援事業、図書館との共同企画事業など従来の住吉公民館にない事業・講座の実施、地域市民とのふれあい事業が求められております。

3、市民への広報活動につきましては、より多くの市民に活用されるように、駅ビル内という施設の特色を生かした広報活動に工夫をすることが求められております。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

4、管理・運営でございますが、駅直結の商業施設との併設の公民館・図書館であるため、最善の配慮が必要である事項といたしまして、安全・安心の確保、駐輪場・駐車場の確保が求められております。

恐れ入りますが、5ページをお開きください。

答申の付帯意見といたしまして、職員体制について述べられております。職員の研修の機会をふやすなど、教育職員として力量を育成することが必要であること、また、公民館職員の在任期間に基準を設けることなどが求められております。

「おわりに」ということで、「(仮称)保谷駅前公民館が、市民一人一人の自分づくりと地域・まちづくりの場となることを期待している。」として、この答申がまとめられております。

(仮称)保谷駅前公民館の事業・講座運営につきましては、この答申の内容を踏まえまして、事業・講座運営に努めてまいりたいと考えております。

また、(仮称)保谷駅前公民館・図書館につきましては、オープンが延伸することとなっておりますが、延伸期間中も公民館活動を停滞なく運営していくためには、サークルの活動場所などの代替施設が必要となりますので、どのような代替施設が提供できるのか、現在方策を検討しているところでございます。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。3件の報告事項について一括して質疑を受けます。質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第19 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受け付けたいと思いますので、ございましたらどうぞ。

角田委員 教育相談センターの課長さんにお伺いしたいと思います。

たまたま近所に3歳になる言葉のおくれたお子さんがいまして、心配なので病院に行った。そうしましたら、2歳程度だということで、今から訓練をすればよくなりますよというふうにお医者さんに言われた。そこで、市の相談を受けましたところ、発達センターを紹介されたということでした。それで、その発達センターに行きましたら、今は定員がいっぱいなのでこのままで大丈夫ですよというふうに言われた。ですけれども、親は非常に不安に思っています。ですから、私は早期発見・早期治療という観点からいきますと、このような人こそ安心して親子でのかかわり方の指導とか、早くきちっと指導していけば小学校に入る前にもしかしたらうまくいくんじゃないかなと思ひまして、こういう方たちの支援というのをどのようにされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

長澤教育相談課長 ただいまのお尋ね、本当に御心配なことだと思います。市では、まず1

歳半健診で、健康推進課の1.6健診というのがあります。それから、次に3歳児健診があります。そこで言葉の発達のおくれあるいは全体の発達のおくれ等がありますと、「ひいらぎ」という通所訓練のところがあります。そこへ保護者の方を御紹介しまして、そこで就学前まで訓練を受けます。あとは、就学後もそこで訓練を受けるようなグループがあります。そして、就学後、例えば言葉の通級に通った方がいいということであれば、今後は教育相談センターになるんですが、そこでの言葉の相談を経て、言葉の通級教室がありますので、そちらの方に通うような、要するに乳児から就学児、それから大きくなるに従っての市の制度がありますので、そのような形で早期発見・早期治療、療育ということで、おっしゃるように、市の方もできるだけ丁寧に見ていきたいというふうに思っております。以上です。

角田委員 その「ひいらぎ」に行って、今は満員だから無理です、おうちでしっかり しっかりというのか、おうちで見せてあげてくださいというふうに言われて不安になっているんです。ですから、そういう人こそ、何か受け入れる場所というのを市として考えていないのかなと思ったのですが、こういう方はほかにはいないのでしょうか。たまたま近所で相談されましたので、一度こういう方というのは……。実際に定員がオーバーしているから無理ですと。お医者さんでは今きちっとやってあげれば大丈夫ですと言われた。どうしたらいいんでしょうね。

長澤教育相談課長 就学前の方でしたら、今はほぼ月1回言葉の相談があります。そこで言葉の相談を受けながら、御本人にもそうなんですが、保護者の方へ家庭でこのようなことで、例えば丁寧に指遣いとか、お母様はこのような形でやってあげてくださいとか、そのような見立てをした後、指導をしております。

角田委員 そうなんです。ですから、心配だったらまたいらっしゃいと言われたと。ですから、そこで私が心配しているんです、本当に。心配なので行った。専門家に診てもらったら今何とかすれば大丈夫だと言われた。そして市の相談所に行ったら「ひいらぎ」を紹介された。「ひいらぎ」に行ったら今は満員だからちょっと待っていなさいと。だけど、大丈夫だからおうちでこのようにしなさい。それでも心配だったらまたいらっしゃいと言われたけれども、こういう状態で学校へ行くまでどうしたらいいんでしょうかということなんです。だから、心配だったら何回でもそうやって断られるのを、定員いっぱいだからだめですと言われるのを承知でまた行くというのがつらいと。行かれないですよ、親としては。だから、そういう方を何とかできるような方策はないんでしょうかね。今が一番大切だと思うんですけど。

長澤教育相談課長 申し訳ありません。そういう制度のはざまみたいなものがどうしてもあるんですが、教育相談のところはおおむね5歳ぐらいからの言葉の相談を行っております。それから、「ひいらぎ」の場合は乳児から就学前までというようなところでつないでいるんですが、「ひいらぎ」では多分予約をして言葉の訓練を受けるんだと思いますが、あとは、家庭での注意事項みたいなものはそこでもきっと受けられると思います。それから、例えば本当にもうちょっと心配であれば医療なんかの紹介もされると思いますし、教育相談課の場合はおおむね5歳ぐらいから相談を受けております。きっとそのはざまになっていて、そのところは医療なんかへ繋ぎながらいかなければいけないのかなというふうに思いますけど。

すみません、申し訳ありません。

角田委員 すみませんじゃなくて。子育て支援センターというのは、そういう子どもたちと一緒に、親子ともに指導して下さったりということはないんですか。何のための子育て支援センターなのかなというのちょっとちらっと感じたりしました。

長澤教育相談課長 私は所管ではないので間違ったことはお答えできないんですが、子育て支援センター「のどか」では、親子で遊んだり、それから育児の相談をしたりとか、そういうことはあるので、御心配ならば親子で育児の相談の一環としてそちらに行かれて、何か安心できるところがあるかとも思います。私は、ちょっとそこは子育て支援課の所管なので、申し訳ございません。

角田委員 ありがとうございます。わかりました。

沼本委員 西東京では教頭さんのことは「副校長」というふうにはなっていないんですか。そうすると、ちょっと蒸し返して悪いんですけども、この職務専念義務の免除のところ、新のところが「教頭」というふうになっているけども、これは「副校長」というふうに言っていないんですか。

大町指導課長 教頭の呼称につきましては、管理運営規則の方で「教頭」を「副校長」と呼ぶというふうに規定しておりますので、今度学校教育法が変わりますと本体そのものも変わってくると考えております。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他を終わりいたします。

以上をもちまして平成19年西東京市教育委員会第6回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 4 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員